

件名	教育職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
主管課	障害福祉課
根拠法令等	学校教育法等の一部を改正する法律（平成18年6月21日公布、平成19年4月1日施行）

【改正の概要】

児童生徒等の障害の重複化に対応した適切な教育を行うための学校教育法の一部改正に伴い、関係条例の規定整備を行う。

- ・「盲学校、^{ろう}聾学校、養護学校」 「特別支援学校」（障害種別を超えた一本化）
- ・「特殊学校」 「特別支援学校」
- ・「特殊教育」 「特別支援教育」

- 1 教育職員の給与に関する条例の一部改正
給料表及び義務教育等教員特別手当の適用範囲の規定整備
- 2 愛媛県教育委員会所管の教育機関の設置等に関する条例の一部改正

名称	目的及び事業	位置
愛媛県総合教育センター	教育に関する専門的技術的事項の調査研究及び教職員の研修の実施並びに視聴覚センター、特殊教育センター及び幼児教育センターにおける県民への教育情報の提供及び教育相談の実施	松山市

↑
特別支援教育センター

- 3 愛媛県恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員
の退職料及び退職給与金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部改正

改正後	改正前
1 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する 中学校又は小学校 の校長、教諭及び養護教諭並びに幼稚園の園長、教諭及び養護教諭	学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する 中学校、小学校、盲学校、 ろう学校又は養護学校の校長、教諭及び養護教諭並びに幼稚園の園長、教諭及び養護教諭
2 学校教育法等の一部を改正する法律（平成18年法律第80号） による改正前の学校教育法第1条に規定する盲学校、 ^{ろう} 聾学校 又は養護学校の校長、教諭及び養護教諭	

- 4 愛媛県奨学資金貸与条例の一部改正
奨学生の要件の規定整備
- 5 愛媛県県立学校設置条例の一部改正
愛媛県立盲学校、^{ろう}聾学校及び養護学校 愛媛県立特別支援学校
特殊学校 特別支援学校
- 6 教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正
教育職員の定義の規定整備

施行日	平成19年4月1日
-----	-----------